

学校法人志學館学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題1： 女性の採用・就業継続はできているが、管理職が少ない。

3. 目標

- ・ 育児休業や看護休暇、介護休業を取得した者に対するケアを充実させる。
- ・ 管理職（課長級以上）に占める女性の割合を30%以上とする。
- ・ 復職した職員がスムーズに働けるよう管理職に対するマネジメント研修を年に1回行い、復職後の定着率を100%にする。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 育児休暇、看護休暇や介護休暇に関するパンフレットの改訂を行い周知する。

- 令和 7年 4月～現行の育児休業、看護や介護休業に関するパンフレットを改正育児・介護休業法の内容を加え改訂し周知する。
- 令和 8年 4月～前年度に作成したパンフレットの活用状況を把握する。
- 令和 9年 4月～取得状況の把握と現状分析を行い引き続き周知と利用を推進する。

取組2： キャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修を行う。

- 令和 7年 4月～女性管理職を増やす取り組みとして、若年層から段階的な研修を行う。
- 令和 8年 4月～前年度、実施できた研修をふまえ、課題と対策を検討する。
- 令和 9年 4月～二年間の様々な検証結果をふまえ、管理職（課長級以上）に占める女性の割合を30%以上とする。

取組3： 復職後の定着率を100%にするため、働き方に関する管理職へのマネジメント研修を行い、柔軟な働き方に対応できる職場作りを行う。

- 令和 7年 4月～復職した職員に対するケアを充実させ管理職に対しマネジメント方法を認識するための研修を実施する。
- 令和 8年 4月～前年研修を基に内容を充実させる。
- 令和 9年 4月～常に業務上必要な法律の最新情報を提供し、復職した職員の定着率を100%にする。柔軟な働き方へ対応できる職場作りを行う。